

原子力災害における水戸市民の県内広域避難に関する協定書

〇〇〇（以下「甲」という。）と水戸市（以下「乙」という。）は、東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害」という。）における乙の市民の県内広域一時滞在（以下「県内広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成27年3月策定）（以下「茨城県広域避難計画」という。）で定められた避難計画に基づいて、乙の市民の甲への県内広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（県内広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害で乙の市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県内広域避難の必要があると認めるときは、甲は、乙の要請に基づいて、乙が定める甲への避難対象となる市民（以下「避難者」という。）を受け入れる。ただし、甲が被災する等、正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 避難者を受け入れる場所は、茨城県の施設及び甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定められた施設の一部（以下「避難所」という。）とする。
- 3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受けるものとする。
- 4 乙は、県内広域避難に当たっては、茨城県と連携し、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

（県内広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する県内広域避難の受入要請は、乙が行う。

- 2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県内広域避難受入要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。
- 3 甲は、乙と県内広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県内広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、甲と乙が協議して決定する。

（避難退域時検査（スクリーニング）等）

第5条 当該避難による汚染拡大の防止並びに甲の住民及び避難者の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づいて、放射性物質による汚染の有無、被ばく線量の測定などにより評価、判定し、必要な処置を行うために、ふるい分けすること（避難退域時検査）及び除染を茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらうよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県内広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制（様式2）を整え、毎年度更新する。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の終了の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間、本協定を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月4日

○ ○ ○

甲

○ ○ ○ 長 ○ ○ ○ ○

水 戸 市

乙

水 戸 市 長 ○ ○ ○ ○